異物検査

食品への異物の混入は製造者が充分に注意を払っていても完全に防ぐことは難しいと思います。万が一、異物混入の申し出があった場合は、迅速な対応が大切となります。

申し出のあった異物の検体を検査し、お客様との話し合いの材料としたり、異物混入の場所の特定や生産ラインの改善などに、お役立ていただきたいと思います。

当センターに依頼のある異物検査の内容

- 繊維状の異物が毛なのかプラスチックなのか
- 虫なのか、そうでない有機物の塊なのか
- カビや酵母が生えているか
- 金属であれば、主成分が何なのか
- プラスチックの名称の調査
- 虫の鑑別調査　　など様々です。

試験の手法

- 顕微鏡での観察
- 微生物培養試験
- カタラーゼ試験（虫などが加熱されているかどうかを推測できます。）
- FT-IR 分析（異物の成分組成を調べます。　:対照品と比較して分析することが多いです）
- X線分析（金属の成分を調べます。）

まだまだ色々ありますので、当センターに相談のご連絡を下さい。

※　異物検査というのは、対象となる検体が多種多様なため、多くの種類の検査を必要とする場合もあります。また、検査した結果が断定できないこともありえます。

財団法人北九州生活科学センター
TEL　093-881-8282